

令和4年12月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和4年11月22日		
2	招 集 日	令和4年11月29日		
3	提出議案件数	22件		
		予 算	8件	
		条 例	7件	
		その他	7件	
4	議案等件名			
	議案第79号	令和4年度西条市一般会計補正予算（第7回） の専決処分について		
	議案第80号	令和4年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第3回）の専決処分について		
	議案第81号	令和4年度西条市一般会計補正予算（第8回） について		
	議案第82号	令和4年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第2回）について		
	議案第83号	令和4年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第4回）について		
	議案第84号	令和4年度西条市土地開発事業特別会計補正予 算（第1回）について		
	議案第85号	令和4年度西条市本谷温泉事業特別会計補正予 算（第1回）について		
	議案第86号	令和4年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 補正予算（第1回）について		
	議案第87号	令和4年度西条市病院事業会計補正予算（第2 号）について		
	議案第88号	令和4年度西条市公共下水道事業会計補正予算 （第2号）について		
	議案第89号	西条市食の創造館の指定管理者の指定について	・	1
	議案第90号	西条市本谷温泉館の指定管理者の指定について	・	〃
	議案第91号	西条市立西条郷土博物館及び五百亀記念館の指 定管理者の指定について	・・・・・・・・・・・・・・・・	〃
	議案第92号	字の新設及び小字の廃止について	・・・・・・・・	2
	議案第93号	西条市個人情報の保護に関する法律施行条例に ついて	・・・・・・・・・・・・・・・・	3

別
冊

議案第 9 4 号	西条市公共施設再編整備基金条例について . . .	4
議案第 9 5 号	西条市土地開発基金条例の一部を改正する条例 について	5
議案第 9 6 号	西条市特別会計条例の一部を改正する条例につ いて	6
議案第 9 7 号	西条市職員の定年等に関する条例等の一部を改 正する等の条例について	7
議案第 9 8 号	西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用 弁償条例の一部を改正する条例について	8
議案第 9 9 号	西条市小松まちづくり開発センター設置及び管 理条例を廃止する条例について	9
報告第 2 2 号	市道横黒中 1 号線の道路陥没箇所における負傷 事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決 処分について	1 0

議案第 89 号～議案第 91 号

各公の施設の指定管理者の指定について

(産業振興課・観光振興課・社会教育課)

1 提出の理由

西条市の公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

2 概要

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするものである。

施 設 名	指定管理者候補
西条市食の創造館	株式会社西条産業情報支援センター
西条市本谷温泉館	株式会社ありがとうサービス
西条市立西条郷土博物館	公益財団法人愛媛民芸館
五百亀記念館	

3 指定の期間

(西条市食の創造館)

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間

(西条市本谷温泉館)

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間

(西条市立西条郷土博物館及び五百亀記念館)

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間

議案第 9 2 号 字の新設及び小字の廃止について

(農業基盤整備課)

1 提出の理由

西条市氷見において、平成 2 3 年度新規事業地区（氷見上部地区）として、県営による農地整備事業（経営体育成型）の採択を受け実施してきたところである。

このたび、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）に基づく換地処分を行うに当たり、当該事業区域に字を新設し、及び小字を廃止するため、議会の議決を求めるものである。

2 概要

- (1) 事業名 県営農地整備事業（経営体育成型）氷見上部地区
- (2) 事業年度 平成 2 3 年度から令和 5 年度まで
- (3) 区画整備面積 2 6 . 6 h a
- (4) 字の新設及び小字の廃止 氷見の事業区域内

議案第 9 3 号 西条市個人情報の保護に関する法律施行条例について

(総務課)

1 提出の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 3 7 号）の一部が施行されることに伴い、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

(1) 開示請求に係る手数料等（第 3 条）

個人情報の開示請求に係る手数料を無料とし、写しの交付を行う場合には、写しの交付を受ける者が、写しの作成及び送付に要する費用を負担する旨を定める。

(2) 開示決定等の期限等（第 4 条及び第 5 条）

個人情報の開示請求の決定に係る期限について、開示請求があった日から 1 4 日以内とするほか、当該期限の延長について定める。

(3) 審査会への諮問（第 6 条）

個人情報の開示請求等に係る審査請求及び個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴く場合の諮問先を、西条市情報公開条例（平成 1 6 年西条市条例第 1 1 号）に規定する西条市情報公開・個人情報保護審査会とする旨を定める。

(4) 運用状況の公表（第 7 条）

市長に、個人情報保護制度の運用状況の公表を義務付ける旨を定める。

(5) 附則

西条市個人情報保護条例（平成 1 6 年西条市条例第 1 2 号）を廃止するとともに、当該廃止に伴う経過措置を定めるほか、西条市情報公開条例等の一部を改正し、本条例の施行に伴う整備を行う。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第 9 4 号 西条市公共施設再編整備基金条例について

(公共施設マネジメント推進室)

1 提出の理由

公共施設等の再編整備、除却等に要する経費に充てるための基金を設置するため、所要の条例を制定しようとするものである。

2 概要

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 1 条第 8 項の規定に基づき、基金の管理及び処分に関し必要な事項について条例で定めるものである。

3 施行期日

公布の日

議案第 9 5 号 西条市土地開発基金条例の一部を改正する条例について
(用地課)

1 提出の理由

西条市土地開発基金の一部を、新たに設置する西条市公共施設再編整備基金の原資とするため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市土地開発基金の下限額を 5 億円に設定するとともに、予算の定めるところにより、基金に追加して積み立て、又は当該額を下回らない範囲内において処分することができる旨の規定を追加する。

3 施行期日

公布の日

議案第 9 6 号 西条市特別会計条例の一部を改正する条例について

(用地課)

1 提出の理由

西条市土地開発事業特別会計を廃止するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市土地開発事業特別会計を廃止するとともに、附則において、西条市土地開発基金の管理会計を、一般会計に移行する。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第 97 号 西条市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する
等の条例について

(職員厚生課)

1 提出の理由

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)が施行される
こと等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 職員の定年年齢について、現行の60歳を、令和13年度までに65歳ま
で、段階的に引き上げる。

	現行	令和5・ 6年度	令和7・ 8年度	令和9・ 10年度	令和10・ 11年度	令和13 年度以降
定 年 年 齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(2) 定年の引上げに伴い、組織活力を維持するため、60歳以後、管理監督職
であった職員を非管理監督職に降任する、役職定年制を導入する。

(3) 60歳以後に常勤職員の定年退職日に当たる日までの間、短時間勤務の
非常勤職員として再任用することができるよう、現行の再任用制度を廃止し、
定年前再任用短時間勤務制を導入する。

(4) 多様な働き方を選択しやすい環境整備のため、情報提供・意思確認制度を
導入する。

(5) 当分の間、60歳を超える職員の給料月額を、60歳到達前の7割水準と
するとともに、60歳に達した日以後に退職する職員の退職手当が不利にな
らないよう措置する制度を導入する。

3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、情報提供・意思確認制度の導入等に関する規定
については、公布の日

議案第 98 号 西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条
例の一部を改正する条例について
(職員厚生課)

- 1 提出の理由
議員報酬を改定するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

区 分	改定後	現行
議 長	502,000 円 (46,000 円引上げ)	456,000 円
副議長	439,000 円 (46,000 円引上げ)	393,000 円
議 員	412,000 円 (46,000 円引上げ)	366,000 円

- 3 施行期日
令和 5 年 4 月 1 日

議案第 99 号 西条市小松まちづくり開発センター設置及び管理条例
を廃止する条例について

(産業振興課)

1 提出の理由

令和 4 年度末をもって西条市小松まちづくり開発センターの運営を終了することに伴い、条例を廃止しようとするものである。

2 概要

西条市小松まちづくり開発センターの廃止

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

報告第 2 2 号 市道横黒中 1 号線の道路陥没箇所における負傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について
(建設道路課)

1 提出の理由

市道横黒中 1 号線の道路陥没箇所における負傷事故に伴う和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告するものである。

2 概要

和解の内容等

(1) 損害賠償の額

治療関係費等に係る額 金 1 6 5 , 4 0 8 円

(2) 支払等

道路賠償責任保険から支払われる損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。

(3) 本件示談のほか、双方の間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

(4) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしない。